

令和 6 年 第 6 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（開会）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（閉会）

○議長（伊藤秀明） 再開いたします。

○議長（伊藤秀明） 日程第5に入る前に、村当局から、村長の行政報告の中で、「数値を訂正させてください」ということですので。

はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 当初、行政報告をさせていただきました。その中の、一番最後のページ、10ページになります。診療所関係であります。第2行目になるんですけども、最初から読み上げます。

4月から10月までの診療状況は、医科外来が診療日数141日、患者数3,082人というふうに書いてありますが、この3,082人が3,574人の間違いであります。これに伴いまして、1日平均患者数は22人となっており。この22が25人であります。なっており、昨年と比較して1日平均で5人減となっておりますが、この5人が2人の誤りですので、どうか、訂正をよろしく願いたいと思います。

日程第5 議案第1号 上程・質疑・討論・採決

○議長（伊藤秀明） 次に移らせていただきます。

日程第5 議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 始めに、議案の説明に前に、先ほど村長の方からも訂正をさせていただきました行政報告の訂正でございます。

当局の方のチェックミスでございます。大変、申し訳ありませんでした。

それでは、議案の説明の方に入らせていただきます。

定例会提出予定予算関係議案、こちらの1ページをお開きください。

議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について

地方自治法第179条の第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年12月10日提出

次のページをお願いいたします。

専決第8号 専決処分書

令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年10月9日専決であります。

次のページになります。

令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 415 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 2,738 万 9,000 円とする。

第 2 項が、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。であります。

10 ページ、11 ページをお開きください。

専決処分をした補正予算は、衆議院議員の解散に伴う、衆議院議員総選挙の執行経費の補正となっております。

主な内容を説明いたします。

歳入でございます。

15 款 県支出金 3 項 委託金 1 目 総務費委託金 495 万円の追加であります。4 節 選挙費委託金の追加は、衆議院議員選挙費に係る委託金を追加するものであります。

18 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 80 万円の減額であります。1 節 財政調整基金繰入金の減額は、衆議院議員選挙に係る委託金の追加に伴い、財源を調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款 総務費 4 項 選挙費 5 目 衆議院議員選挙費 415 万円の追加であります。1 節 報酬 207 万 2,000 円の追加は、投開票に係る管理者、立会人、事務従事者等の報酬でございます。3 節 職員手当等 92 万 7,000 円の追加は、選挙事務に係る職員の時間外手当でございます。7 節 報償費 5 万円の追加は、ポスター掲示場設置の謝礼でございます。8 節 旅費 2 万 1,000 円の追加です。選挙事務説明会に参加する選挙管理委員会の委員長、それから職員の旅費でございます。10 節 需用費 50 万 3,000 円の追加は、選挙事務に要する消耗品、印刷製本費などの追加となっております。11 節 役務費 30 万円の追加は、投票所、入場券などの郵便代となっております。12 節 委託料 20 万円の追加は、選挙広報配布のための委託料でございます。13 節 使用料及び賃借料 7 万 7,000 円の追加は、投票所として使用する公民館の使用料や車の借上料を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤秀明） 議案第1号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（伊藤秀明） 異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり、承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第6 議案第2号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） では同じく、15ページをお開きください。

議案第2号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算

令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,662万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,401万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

債務負担行為

第3条 債務負担行為は、「第3表 債務負担行為」による。

令和6年12月10日提出でございます。

19ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的 1. 過疎対策事業債の限度額を2億9,140万円に増額するもので

あります。歳入の予算補正に伴い、財源を調整するため、借入見込額を増額するものでございます。

次のページをご覧ください。

第3表 債務負担行為であります。

ごみ処理運搬業務の委託契約が、令和6年度で終了することから、引き続き業務委託を行うため、期間を令和7年度から令和9年度までの3年間、限度額を7,500万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございます。

主なものを説明いたします。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 1,919万6,000円の追加であります。1節 総務管理費補助金の追加は、デジタル基盤改革支援事業費補助金の追加で、村から秋田県町村電算システム共同事業組合が実施するシステム改修に対して負担金を支出しておりますが、これに対する補助金の交付が見込まれるため、追加するものでございます。4目 土木費国庫補助金 160万円の減額であります。2節 道路メンテナンス事業補助金の減額で、実績見込みによるものでございます。

15款 県支出金 2項 県補助…補助金で、失礼しました、大きな額のところだけ説明をいたします。

16款 財産収入です。2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入 419万1,000円の追加であります。素材売払収入の追加として、国との分収造林の売払収入 346万4,000円の追加などで、実績によるものでございます。

18款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 3,255万3,000円の追加であります。予算の補正に必要な財源として追加するものであります。

21款 村債 1項 村債 1目 過疎対策事業債 160万円の追加であります。

国庫補助金の減額見込みにより、過疎対策事業債の借入見込額を追加するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございます。

今回の補正では、一般会計全般及び特別会計において、秋田県人事委員会の勧告に準じた職員の給与改正等に基づく、人件費の補正を計上してございます。

人件費以外の主なものについて説明をさせていただきます。

2款 総務費 1項 総務管理費 2目 文書広報費 330万2,000円の追加であります。18節 負担金、補助及び交付金 295万1,000円の追加で、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の追加で、システムの改修費用を負担するものでございます。11目 地域公共交通費 99万2,000円の追加であります。

18 節 負担金、補助及び交付金の追加で、実績によりバス路線維持費補助金を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 6 目 障害者福祉費 506 万 1,000 円の追加であります。22 節 償還金、利子及び割引料の追加で、実績により、障害者自立支援給付費等返還金、こちらを追加するものであります。

次のページをお開きください。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 3 目 環境衛生費 250 万円の追加であります。18 節 負担金、補助金及び交付金の追加で、実績見込みにより、空き家等解体事業費補助金を追加するものであります。2 項 清掃費 1 目 塵芥処理費 351 万 1,000 円の減額であります。12 節 委託料 410 万円の減額は、北秋田市と契約しているごみ処理委託料について、実績により減額するものであります。2 目 し尿処理費 64 万 5,000 円の減額であります。12 節 委託料の減額で、北秋田市と契約している、し尿処理委託料について、実績により減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 2 目 農業総務費 101 万 5,000 円の減額であります。18 節 負担金、補助及び交付金 155 万 3,000 円の減額は、農家民宿支援事業補助金を減額するものであります。3 目 農業振興費 132 万 2,000 円の追加であります。18 節 負担金、補助及び交付金 123 万 7,000 円の追加は、実績見込みにより、農業経営等復旧・継続支援事業費補助金を追加するものなどであります。

次のページをお開きください。

9 款 消防費 1 項 消防費 2 目 常備消防費 39 万 6,000 円の追加であります。12 節 委託料の追加で、北秋田市と契約している常備消防委託料について、実績により追加するものでございます。

40 ページ、41 ページをお開きください。

14 款 1 項 1 目 予備費でございます。900 万円を追加するものであります。

以上、主なものを申し上げましたが、詳細につきましては、総務産業常任委員会でご説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 3 号から日程第 10 議案第 6 号まで 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 7 議案第 3 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度上小阿仁村公共下水道事業会計補正予算についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 同じく、予算関係議案の 45 ページをご覧ください。

議案第 3 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,893 万 2,000 円とする。

内容につきましては、52 ページ、53 ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

5 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 36 万 3,000 円の追加でございます。3 節 職員給与費等繰入金は、職員の人件費を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 36 万 3,000 円の追加でございます。2 節 給与 3 節 職員手当等 4 節 共済費の追加は、職員の人件費を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 59 ページをお開きください。

議案第 4 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 445 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,121 万 8,000 円とする。

66 ページ、67 ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目 繰入金 445 万 7,000 円の追加であります。1 節 繰入金の追加で、人件費分の補正として一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 445 万 7,000 円の追加であります。1 節 報酬から 4 節 共済費までは、人件費に係る補正となっております。17 節 備品購入費 51 万 7,000 円の減額は、検査データビューアソフトの購入費を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 同じく、73 ページをご覧ください。

議案第 5 号 令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,724 万円とする。

内容につきましては、80 ページ、81 ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。

7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 4 目 その他一般会計繰入金 19 万 3,000 円の追加でございます。1 節 その他一般会計繰入金の追加は、職員の人件費を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

3 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・日常生活サービス事業費 1 目 介護予防事業費 19 万 3,000 円の追加でございます。2 節 給料から 4 節 共済費の追加は、職員の人件費を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 上小阿仁村公共下水道事業会計補正予算書（第 1 号）をご覧ください。1 ページをご覧ください。

議案第 6 号 令和 6 年度上小阿仁村公共下水道事業会計補正予算

第 2 条 令和 6 年度上小阿仁村公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部

第 1 項 営業費用 既決予定額 6,177 万 2,000 円、補正予定額 254 万 5,000 円、計 6,431 万 7,000 円に補正するものであります。

内訳につきましては、最終ページの 9 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出が、1 款 公共下水道事業費用 1 項 営業費用 1 目 下水道施設費 5 節 修繕費 254 万 5,000 円の追加は、五反沢 2 号マンホールポンプ 2 台の故障による、更新工事になります。

説明は以上であります。

○議長（伊藤秀明） 質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第 3 号から議案第 6 号までは、総務産業常任委員会に付託します

日程第 11 議案第 7 号から 日程第 16 議案第 12 号まで 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 11 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 16 議案第 12 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての件まで、6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは別冊になります、定例会提出議案をご用意ください。1 ページをお開きください。

議案第 7 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

提案理由 議会の議員の期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

一部改正する内容について、説明をいたします。

議会の議員の令和 6 年 12 月支給の期末手当の額を 0.15 か月引上げ、1.7625 か月分とし、令和 7 年度分は、6 月、12 月支給分を、ともに 1.6875 か月分とするものでございます。

附則に書いてございますが、施行日は、公布の日となりますが、令和 6 年 12 月支給にかかる規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用し、令和 7 年度支給にか

かる規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをご覧ください。

議案第 8 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

提案理由 一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをご覧ください。

一部改正の内容について、説明をいたします。

特別職の職員で常勤のものの、令和 6 年 12 月支給の期末手当の額を 0.15 か月引上げ、1.7625 か月分とし、令和 7 年度分は、6 月、12 月支給分ともに、1.6875 か月分とするものでございます。

附則に記載しておりますのでは、施行日は、公布の日となりますが、令和 6 年 12 月支給にかかる規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用し、令和 7 年度支給にかかる規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをご覧ください。

議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

提案理由 秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給料表並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

一部改正の内容について、ご説明いたします。

この条例の改正は、秋田県人事委員会の勧告に準じた内容となっております。一般職の職員について、若年層に重点をおいて、給料表の水準の引き上げを行います。医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額の引き上げを行います。寒冷地手当の引き上げを行います。その他、令和 6 年 12 月支給の期末手当の額を、0.1 か月引き上げた 1.3 か月分、勤勉手当の額を 0.05 か月引き上げた 1.075 か月分とし、令和 7 年度分は、6 月、12 月支給分をともに、期末手当の額を 1.25 か月分に。勤勉手当の額を 1.05 か月分にするものでございます。

この改正の施行日は、公布の日となりますが、初任給調整手当、寒冷地手当及び給料表にかかる規定は、令和 6 月 4 月 1 日から。令和 6 年 12 月支給の期末手当及び勤勉手当にかかる規定は、令和 6 年 12 月 1 日からの適用とし、令和 7 年度支給の期末手当及び勤勉手当にかかる規定は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行とするものであります。

○総務課長（加藤浩二） 15 ページをお開きください。

議案第 10 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

提案理由 会計年度任用職員に適用される給料表について、額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

一部改正の内容について、説明をいたします。

附則の方に記載しているものでございますが、会計年度任用職員に適用される給料表等について、一般職の職員に準じて改定するためのものでございます。

施行日は、公布の日からとなりますが、給料表にかかる規定は、令和 6 月 4 月 1 日から適用し、期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、産業課長。

○産業課長（中島英樹） 同じく、17 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例について

利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

提案理由といたしまして、この条例は、村で行う事業で一定地域が利益を受ける事業の経費に充てられるものであるが、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業の分担金について定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を改正する条例

利益のある事業に対する分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加えるものでございます。

第4項 第2条の規定にかかわらず、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令に係る災害復旧事業の分担金は徴収しない。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 19ページをご覧ください。

議案第12号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

提案理由 井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

一部変更の内容について、ご説明いたします。

別表第1及び別表第2の中に規定をされている組合を組織する地方公共団体から、令和7年3月31日をもって解散する、井川町・潟上市共有財産管理組合、こちらを削除するものでございます。

この規約は、秋田県知事の許可を得て、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） 質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第7号から議案第12号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 陳情 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第17 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤秀明） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

15 時 50 分 散会